

件名： 第1回 養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会議事要旨

日時： 2005年9月30日 10:00~12:00

場所： 航空会館 506号会議室

●挨拶

農水省（消費・安全政策課）：消費者へのアンケート調査では、9割の人がトレーサビリティを必要だと認識しているとの結果が出ている。事業者も、多くの人がトレーサビリティ普及の施策の必要性を感じている。しかし、トレーサビリティシステムを導入したからといって、消費者の方々が買いものたびに履歴を見る、という実態はなく、トレーサビリティのメリットに疑問を持つ事業者もいる。

トレーサビリティをやるということは、生産のやり方を公表できる手段を持つ体制をつくる上で非常に重要なことである。また、コンプライアンスの問題もある。こういった中で、情報を出せる体制を整えていくことが重要である。

そこで農水省（消費・安全政策課）は、今年度からこの事業として、第三者による認証システムを立ち上げていこうと考えている。認証により、団体への信頼性が評価され、トレーサビリティシステムが、消費者だけでなく、生産者も利する。

したがって、品目別ガイドラインと認証システムをつくる必要性は高い。本日からこの委員会では、広い普及を前提にして話し合いを進めていただきたい。

●委員会規約について

結論

- ・委員会規約が原案どおり承認された。

●審議

(1) 養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定の趣旨について

事務局：（※資料2に沿って説明）

<生産情報公表 JAS について>

農水省（表示規格課）：JAS 規格制度の中で、生産の方法についての規格基準策定です。

今現在、どういう風につくったのかの生産履歴についての情報公開を規定する生産情報公表 JAS というものを策定中である。生産情報公表牛肉というのを平成 15 年から行っている。また豚肉について、今年の 4 月から農産物全体について、それぞれ生産情報公表 JAS というものをつくっている。

養殖魚のトレーサビリティシステムのガイドラインができれば、養殖魚の生産情

報公表 JAS を検討しやすいので、このガイドライン策定委員会を見ながら、養殖魚の生産情報公表 JAS を検討していきたい。

<「生産履歴情報開示検討事業」との関連>

オブザーバ P：マリノフォーラムの「生産履歴情報開示検討事業」（水産庁委託事業）について説明したい。ウナギ、タイ、ブリを具体的に品目、地域に分けて、現場で情報システムを開発している。情報開示をするには、まず生産管理をきちんとしなければならない。つまり、生産管理システムを作り、さらに、その中でも開示すべき情報とは何か、ということを検討している。

委員 B：先ほど、養殖生産履歴情報開示ガイドラインができるのが 2007 年度という事務局からの説明があったが、今年度中には骨格をつくりあげる。

事務局：養殖魚の加工や流通の段階については、今回のこちらのトレーサビリティガイドライン策定委員会で新たに策定していきたい。生産段階の履歴については、基本的にマリノフォーラムのこの事業のほか、標準化への取り組みや実態を踏まえて、吸収していきたい。

委員 A：マリノフォーラムの事業は、IT を使って履歴を入力・保管するのが前提か。また、ウナギとタイとブリの流通経路は養殖魚の典型的な流通経路をカバーできているか。

オブザーバ P：1 点目については、紙ベースの情報もつかえるようになっている。

2 点目については、安全履歴については、各魚種とも要件は共通であり、生産量、流通量が多いウナギ、タイ、ブリを選択した経緯がある。流通に関しては、ウナギは非常に特殊である。ブリ、マダイにつきましては、一般的な流通と活魚流通の両方をカバーできる。

委員 C：マリノフォーラムの事業によるガイドラインは、骨格が今年度中にできるということだが、その後、そこに改変が加わった場合、トレーサビリティシステムのガイドラインもそれに応じて変更するのか。

委員 A：ガイドラインをつくっておしまいにするのでなく、委員また集まってバージョンアップをしていくしかないのではないか。

委員 C：様々なスタンダードが示されると、非常に混乱する。シンプルにすべきである。

委員 B：2 ページの上のかこみの中のことなのですが、「飼料供給者や稚魚供給者への遡及に関わることを規定する」とあるが、マリノフォーラムの検討事業の中で、取り込んでいる。また、そのガイドラインにおいて、規定する予定である。ガイドラインの原案が、次回の委員会で検討されることになっている。

委員 A：ではその情報を提供していただいて、どの情報を押さえる必要があるか、どこまで遡れる必要があるかなど、議論する必要がある。

<全海水「養殖履歴書 標準書式」との関連>

委員 E：とりあえず、養殖魚の履歴書を作る背景には、養殖魚に対する消費者の不安があり、

安心を確保するには何が必要なのか、という問題意識から、「標準書式」を作った。履歴書そのものがトレーサビリティとは考えていない。ただし、この委員会でガイドラインが示されることにより、履歴書の項目に変更が必要となる可能性がある。

委員 A：当初は生産履歴情報を提示すればよかったが、もう少し進むと、その情報を信頼されるものにならなければならない。そのためにトレーサビリティが必要である。業界としてその情報の信頼性を高める必要性が出てきた。魚の場合は安全管理も非常に重要だが、それに応じてトレーサビリティの考え方を段階ごとできちんと議論をしていく必要がある。

結論

- ・ 養殖段階の履歴の記録に関しては、飼料や稚魚の仕入・導入に関することも含め、マリノフォーラムの事業での検討の結果を取り入れることとする。
(※検討結果を取り入れる時期や、2つのガイドラインの切りわけ点等の詳細については、今後事務局レベルで協議し、次回委員会で報告する)
- ・ 結果的に標準が複数できることにより生産者が混乱することがないように、またガイドライン策定後の更新が滞ることがないように、配慮する。

<消費者からの遡及>

委員 D：「2 ガイドライン策定の狙い」の項目①において、「生産から小売等までの各段階」（において取り組むべき識別や記録の水準を示すこと）と書いてある。消費者が疑問に思った時点で調べられるようにしておく必要があるのではないかな。

事務局：消費者に何か取り組むことをガイドラインにおいて規定する意図はないので、消費者の段階のことは省いている。

委員 D：そうではあっても、消費者がいつでもトレースできる、ということをごどこかに入れておくべきではないかな。

委員 A：より技術が進めば、消費者への生産履歴開示が低コストで可能になるかもしれない。

事務局：では、この「消費者への開示にも役立つように」という趣旨を、「狙い」の中に入れてさせていただきたい。また、開示をする場合、事業者は何を求めるのかは、ガイドライン骨子案の検討の中で、改めて検討させていただきたい。

結論：

「消費者への開示にも役立つように」という趣旨を、「狙い」の中に入れる方向で修正する。

6-(2) 現地調査報告

事務局（※「資料3」に沿って説明）

委員 A：小売段階の識別管理については、牛肉の外食店における識別管理に似ているという印象を受けた。パックごとに1つの原料ロットへの関連づけを全部やろうというの

は難しい。

委員 F: 養殖魚の場合は、センター等ではなく、ほぼ 100%店で加工し最終商品にしている。

事務局: 畜産と比べておそらく水産の方が商品の数が多いこともあり、原料と商品の関連の確保を店舗で記録するのは難しいのではないかと。

委員 A: 「取引先に開示すべき情報項目」「消費者に開示すべき情報項目」については、このガイドラインでは対象にしないのか。

事務局: 保管すべき記録項目を規定するまで、と考えている。履歴のうちどこまで伝えるかということは、個別の取引の約束に依存するので、ガイドラインでは一律に決めることができない。

委員 A: 最低限、識別記号（ロット番号）・魚種・重量など、取引される魚とともに伝達されるべき情報をガイドラインで規定すべきではないか。

農水省（消費・安全政策課）: 情報提供は任意である。奨励はしていく。

委員 A: 伝達する事項が（ガイドラインに）ないのは、混乱を招く。取引の中でも「最低限は伝達されるべき情報を示していない」という議論はでてくるのではないかと。

結論

- ・ 次回、ガイドライン案の検討の中で、「最小限の情報開示項目」について、そのような規定が可能かも含め、再度議論する。

(3) ガイドライン骨子の検討

事務局: (※資料 4 に沿って説明)

本来であれば、もっと時間をかけて、資料 4 右側の検討課題について議論いただきたかったが、時間がないので、メールや FAX でご意見を事務局にいただき、それをまとめて全員にお送りする、という方法で議論を進めたい。

委員 B: 識別をするにしても、大きい業者と小さい業者ではできることが違う。小さい業者が大きい業者に合わせていくのか、それぞれの規模に応じた最適なシステムを作るのか、ということをお頭にお願いしたい。

結論

- ・ 次回、ガイドライン案の検討を行えるよう、骨子について、メール等で検討する。
- ・ 事業者の規模の違いに留意する。

6-4) その他（スケジュールと情報公開）

結論

- ・ 次回委員会は 10 月 31 日～11 月 4 日の間で開催する。
- ・ 名簿、議事要旨を委員了解の上で公開する。